

自己資本比率規制 第3の柱(市場規律)の開示

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

■ 自己資本の構成に関する開示事項

1. 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和2年 9月期	令和3年 9月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	38,423	39,130
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	31,654	32,360
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 18	△ 4
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	△ 18	△ 4
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	372	370
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	372	370
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	335	252
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	132	109
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 39,245	39,858
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	573	519
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	573	519
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 573	519
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 38,671	39,338
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	453,317	451,816
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	41	49
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	41	49
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,399	21,430
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 474,716	473,246
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.14	8.31

2. 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和2年 9月期	令和3年 9月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	37,836	38,507
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	31,066	31,738
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	370	367
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	370	367
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	335	252
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	38,542	39,127
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	595	535
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	595	535
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	595	535
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	37,947	38,592
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	454,068	452,292
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	41	49
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	41	49
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,978	20,974
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	475,047	473,267
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	7.98	8.15

■ 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 所要自己資本の額 (注)

(単位：百万円)

項 目	令和2年9月期		令和3年9月期	
	連結	単体	連結	単体
信用リスク・アセット	18,132	18,162	18,072	18,091
資産（オン・バランス）項目	18,101	18,131	18,040	18,059
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	5	5	2	2
我が国の政府関係機関向け	4	4	2	2
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	55	55	48	48
法人等向け	3,010	3,304	2,809	3,098
中小企業等向け及び個人向け	9,331	9,331	9,478	9,478
抵当権付住宅ローン	2,160	2,160	2,311	2,311
不動産取得等事業向け	1,787	1,787	1,763	1,763
三月以上延滞等	62	62	41	41
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	86	86	78	78
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	195	198	184	187
（うち出資等のエクスポージャー）	195	198	184	187
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-
上記以外	1,396	1,129	1,302	1,029
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	341	341	250	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	198	196	197	197
（うち上記以外のエクスポージャー）	856	590	854	581
証券化（オリジネーターの場合）	-	-	-	-
証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	3	3	16	16
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1	1	1	1
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により	-	-	-	-
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
オフ・バランス取引等項目	28	28	29	29
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-
原契約期間が1年以下のコミットメント	-	-	-	-
短期の貿易関連偶発債務	0	0	0	0
特定の取引に係る偶発債務	1	1	0	0
（うち経過措置を適用する元本補填信託契約）	-	-	-	-
N I F又はR U F	-	-	-	-
原契約期間が1年超のコミットメント	-	-	-	-
内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-
信用供与に直接的に代替する偶発債務	16	16	19	19
（うち借入金の保証）	16	16	19	19
（うち有価証券の保証）	-	-	-	-
（うち手形引受）	-	-	-	-
（うち経過措置を適用しない元本補填信託契約）	-	-	-	-
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-	-	-	-
控除額（△）	-	-	-	-
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-	-	-	-
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	8	8	8	8
派生商品取引	2	2	1	1
外為関連取引	0	0	0	0
金利関連取引	1	1	1	1
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	0	0	0	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-
C V Aリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	3	3	2	2
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	855	839	857	838
総所要自己資本額	18,988	19,001	18,929	18,930

(注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットに4%を乗じた額であります。

2. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び主な種類の内訳

(連結)

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月期 信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー (注)	
国	1,272,925	886,783	128,254	320	2,914
海 外	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	1,272,925	886,783	128,254	320	2,914
製 造 業	42,338	40,833	1,504	-	415
農 業、林 業	933	933	-	-	5
漁 業	415	415	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	222	222	-	-	-
建 設 業	39,126	38,925	200	-	36
電気・ガス・熱供給・水道業	2,552	2,552	-	-	-
情 報 通 信 業	1,858	1,858	-	-	20
運 輸 業、郵 便 業	15,872	8,662	7,209	-	5
卸 売 業、小 売 業	51,560	50,809	750	-	242
金 融 業、保 険 業	38,535	20,756	12,725	318	-
不動産業、物品賃貸業	50,668	50,568	100	-	119
宿泊業、飲食サービス業	15,227	15,227	-	-	596
学術研究、専門・技術サービス業	9,576	9,526	50	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	6,925	6,925	-	-	10
教 育、学 習 支 援 業	3,316	3,316	-	-	-
医 療、福 祉 社 会 業	52,259	52,259	-	-	143
サ ー ビ ス 業	16,439	16,389	50	-	71
地 方 公 共 団 体	287,203	181,539	105,663	-	-
そ の 他	637,892	385,059	-	1	1,247
業 種 別 合 計	1,272,925	886,783	128,254	320	2,914
1 年 以 下	147,641	121,576	21,304	25	-
1 年 超 3 年 以 下	76,486	37,702	38,701	81	-
3 年 超 5 年 以 下	82,105	58,844	23,237	22	-
5 年 超 7 年 以 下	55,049	45,030	9,962	56	-
7 年 超 10 年 以 下	124,139	103,174	20,934	30	-
10 年 以 上 超	527,761	513,543	14,114	103	-
期間の定めのないもの	259,741	6,909	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	1,272,925	886,783	128,254	320	-

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月期 信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー (注)	
国	1,341,053	931,787	123,372	232	1,980
海 外	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	1,341,053	931,787	123,372	232	1,980
製 造 業	41,307	40,102	1,204	-	411
農 業、林 業	823	773	50	-	4
漁 業	448	448	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	251	251	-	-	-
建 設 業	41,895	41,695	200	-	33
電気・ガス・熱供給・水道業	2,654	2,654	-	-	-
情 報 通 信 業	2,103	2,103	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	15,374	9,229	6,144	-	2
卸 売 業、小 売 業	53,620	52,970	650	-	242
金 融 業、保 険 業	36,873	21,914	10,371	232	-
不動産業、物品賃貸業	51,972	51,922	50	-	155
宿泊業、飲食サービス業	15,367	15,267	100	-	87
学術研究、専門・技術サービス業	10,396	10,146	250	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	6,996	6,996	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	1,499	1,499	-	-	-
医 療、福 祉 社 会 業	53,994	53,994	-	-	131
サ ー ビ ス 業	17,186	17,136	50	-	40
地 方 公 共 団 体	303,353	199,051	104,301	-	-
そ の 他	684,933	403,626	-	0	869
業 種 別 合 計	1,341,053	931,787	123,372	232	1,980
1 年 以 下	172,129	146,596	21,157	20	-
1 年 超 3 年 以 下	69,716	40,058	29,614	43	-
3 年 超 5 年 以 下	60,791	46,347	14,430	13	-
5 年 超 7 年 以 下	63,191	43,841	19,321	28	-
7 年 超 10 年 以 下	146,087	125,794	20,262	30	-
10 年 以 上 超	542,475	523,792	18,586	95	-
期間の定めのないもの	286,661	5,355	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	1,341,053	931,787	123,372	232	-

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(単体)

(単位：百万円)

区 分		令和2年9月期				
		信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
地 域 別	内 国	1,273,662	894,152	128,254	320	2,914
	外 海	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,273,662	894,152	128,254	320	2,914
業 種 別	製 造 業	42,338	40,833	1,504	-	415
	農 業、林 業	933	933	-	-	5
	漁 業	415	415	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	222	222	-	-	-
	建設業	39,126	38,925	200	-	36
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,552	2,552	-	-	-
	情報通信業	1,858	1,858	-	-	20
	運輸業、郵便業	15,872	8,662	7,209	-	5
	卸売業、小売業	51,560	50,809	750	-	242
	金融業、保険業	38,535	20,756	12,725	318	-
	不動産業、物品賃貸業	58,037	57,936	100	-	119
	宿泊業、飲食サービス業	15,227	15,227	-	-	596
	学術研究、専門・技術サービス業	9,576	9,526	50	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	6,925	6,925	-	-	10
	教育、学習支援業	3,316	3,316	-	-	-
	医療、福祉	52,259	52,259	-	-	143
	サービス業	16,439	16,389	50	-	71
	地方公共団体	287,203	181,539	105,663	-	-
	その他	631,261	385,059	-	1	1,247
	業 種 別 合 計		1,273,662	894,152	128,254	320
残 存 期 間 別	1 年 以 下	147,917	121,853	21,304	25	
	1 年 超 3 年 以 下	77,584	38,800	38,701	81	
	3 年 超 5 年 以 下	85,683	62,422	23,237	22	
	5 年 超 7 年 以 下	56,238	46,220	9,962	56	
	7 年 超 10 年 以 下	125,252	104,288	20,934	30	
	10 年 超	527,875	513,657	14,114	103	
期間の定めのないもの		253,110	6,909	-	-	
残 存 期 間 別 合 計		1,273,662	894,152	128,254	320	

(単位：百万円)

区 分		令和3年9月期				
		信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
地 域 別	内 国	1,341,512	939,023	123,372	232	1,980
	外 海	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,341,512	939,023	123,372	232	1,980
業 種 別	製 造 業	41,307	40,102	1,204	-	411
	農 業、林 業	823	773	50	-	4
	漁 業	448	448	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	251	251	-	-	-
	建設業	41,895	41,695	200	-	33
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,654	2,654	-	-	-
	情報通信業	2,103	2,103	-	-	-
	運輸業、郵便業	15,374	9,229	6,144	-	2
	卸売業、小売業	53,620	52,970	650	-	242
	金融業、保険業	36,873	21,914	10,371	232	-
	不動産業、物品賃貸業	59,208	59,158	50	-	155
	宿泊業、飲食サービス業	15,367	15,267	100	-	87
	学術研究、専門・技術サービス業	10,396	10,146	250	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	6,996	6,996	-	-	-
	教育、学習支援業	1,499	1,499	-	-	-
	医療、福祉	53,994	53,994	-	-	131
	サービス業	17,186	17,136	50	-	40
	地方公共団体	303,353	199,051	104,301	-	-
	その他	678,156	403,626	-	0	869
	業 種 別 合 計		1,341,512	939,023	123,372	232
残 存 期 間 別	1 年 以 下	172,282	146,749	21,157	20	
	1 年 超 3 年 以 下	71,607	41,949	29,614	43	
	3 年 超 5 年 以 下	63,992	49,548	14,430	13	
	5 年 超 7 年 以 下	65,077	45,727	19,321	28	
	7 年 超 10 年 以 下	146,087	125,794	20,262	30	
	10 年 超	542,581	523,898	18,586	95	
期間の定めのないもの		279,885	5,355	-	-	
残 存 期 間 別 合 計		1,341,512	939,023	123,372	232	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の中間期末残高及び期中の増減額

ア. 中間期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月期						令和3年9月期					
	(連結)			(単体)			(連結)			(単体)		
	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高
一 般 貸 倒 引 当 金	318	54	372	316	54	370	391	△ 20	370	389	△ 21	367
個 別 貸 倒 引 当 金	2,557	156	2,714	2,529	149	2,678	2,789	163	2,952	2,766	162	2,928
合 計	2,875	210	3,086	2,845	204	3,049	3,181	142	3,323	3,155	140	3,296

イ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月期						令和3年9月期					
	(連結)			(単体)			(連結)			(単体)		
	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高
内 国	2,557	156	2,714	2,529	149	2,678	2,789	163	2,952	2,766	162	2,928
外 海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	2,557	156	2,714	2,529	149	2,678	2,789	163	2,952	2,766	162	2,928
製 造 業	518	0	518	518	0	518	642	34	676	642	34	676
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	285	△ 2	282	285	△ 2	282	318	20	339	318	20	339
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	20	-	20	20	-	20	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	5	△ 0	5	5	△ 0	5	420	△ 68	351	420	△ 68	351
卸 売 業、小 売 業	336	42	379	336	42	379	349	53	402	349	53	402
金 融 業、保 険 業	2	0	2	2	0	2	2	0	3	2	0	3
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	218	9	227	218	9	227	125	55	180	125	55	180
宿 泊 業、飲 食 サービス業	474	32	507	474	32	507	162	70	233	162	70	233
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス業	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2
生 活 関 連 サービス業、娯 楽 業	20	0	20	20	0	20	12	2	15	12	2	15
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	82	2	84	82	2	84	72	3	75	72	3	75
サ ー ビ ス 業	60	9	69	60	9	69	92	△ 6	86	92	△ 6	86
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	531	63	594	503	56	559	587	△ 2	584	584	△ 3	580
業 種 別 合 計	2,557	156	2,714	2,529	149	2,678	2,789	163	2,952	2,766	162	2,928

(3) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月期		令和3年9月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
製 造 業	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	0	0	27	27
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	-	-	-	-
宿 泊 業、飲 食 サービス業	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス業	-	-	-	-
生 活 関 連 サービス業、娯 楽 業	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-
そ の 他	-	-	1	1
合 計	0	0	28	28

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 (注1)

(単位：百万円)

区 分(注2)	令和2年9月期				令和3年9月期			
	(連 結)		(単 体)		(連 結)		(単 体)	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	589,916	-	589,916	-	653,169	-	653,169
10%	8,867	23,664	8,867	23,664	8,144	20,361	8,144	20,361
20%	8,749	2,105	8,749	2,105	7,595	2,118	7,595	2,118
35%	-	153,807	-	153,807	-	164,594	-	164,594
50%	13,739	1,625	13,739	1,625	13,022	1,178	13,022	1,178
75%	100	305,512	100	305,512	100	310,529	100	310,529
100%	2,804	142,434	2,804	143,185	2,387	138,097	2,387	138,560
150%	-	621	-	621	-	494	-	494
250%	-	4,671	-	4,657	-	3,756	-	3,753
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	34,261	1,224,358	34,261	1,225,096	31,249	1,294,300	31,249	1,294,759

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーはリスク削減手法適用後のリスク・ウェイトにより区分しております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (注)

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月期		令和3年9月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
適 格 金 融 資 産 担 保	7,727	7,727	8,505	8,505
現 金 及 び 自 行 預 金	7,610	7,610	8,381	8,381
適 格 債 券	-	-	-	-
適 格 株 式	116	116	124	124
適 格 保 証、適 格 クレジット・デ リバ ティ ブ	46,689	46,689	47,994	47,994
適 格 保 証	46,689	46,689	47,994	47,994

(注) 当行は、適格金融資産担保について包括的手法を採用しております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式

(2) グロス再構築コストの額 (注)

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月期		令和3年9月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
派 生 商 品 取 引	45	45	36	36
外 国 為 替 関 連 取 引	8	8	6	6
金 利 関 連 取 引	35	35	30	30
ク レジ ッ ト ・ デ リ バ ティ ブ 取 引	1	1	-	-

(注) 長期決済期間取引はありません。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案前及び勘案後の与信相当額 (注1)

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月期				令和3年9月期			
	(連 結)		(単 体)		(連 結)		(単 体)	
	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後
派 生 商 品 取 引(注2)	320	320	320	320	232	232	232	232
外 国 為 替 関 連 取 引	13	13	13	13	8	8	8	8
金 利 関 連 取 引	190	190	190	190	168	168	168	168
ク レジ ッ ト ・ デ リ バ ティ ブ 取 引	117	117	117	117	55	55	55	55

(注) 1. 長期決済期間取引はありません。

2. 派生商品取引に対する担保はありません。

(4) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

区 分		令和2年9月期		令和3年9月期	
		(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
ク レジ ッ ト ・ デ フ ォ ル ト ・ ス ワ ッ プ	プロテクションの購入	1,156	1,156	559	559
	プロテクションの提供	-	-	-	-

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 中間（連結）貸借対照表計上額（時価）、評価損益

（単位：百万円）

区 分	令和2年9月期				令和3年9月期			
	（連結）		（単体）		（連結）		（単体）	
	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益
上場している出資等又は株式等	10,817	6,144	10,817	6,144	12,632	8,062	12,632	8,062
上記に該当しない出資等又は株式等	226	-	301	-	45	-	120	-
合 計	11,043	6,144	11,118	6,144	12,678	8,062	12,753	8,062

(2) 売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	令和2年9月期		令和3年9月期	
	（連結）	（単体）	（連結）	（単体）
売却による損益額	2	2	△ 8	△ 8
償却による損益額	-	-	-	-
合 計	2	2	△ 8	△ 8

(3) 中間（連結）貸借対照表及び中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

区 分	令和2年9月期		令和3年9月期	
	（連結）	（単体）	（連結）	（単体）
ルック・スルー方式（注1）	405	404	733	732
マンデート方式（注2）	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）（注3）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（注4）	-	-	-	-
合 計	405	404	733	732

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、「保有エクスポージャーの裏付けとなる資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）を、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
2. 「マンデート方式」とは、(注) 1 が適用できない場合に、裏付けとなる資産等の運用に関する基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定し、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式」とは、(注) 1 及び2 が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。
4. 「フォールバック方式」とは、上記の方式がすべて適用できない場合、保有エクスポージャーに1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。

8. 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和3年9月期	令和2年9月期	令和3年9月期	令和2年9月期
1	上方パラレルシフト	4,323	4,724	1,438	1,417
2	下方パラレルシフト	0	0	4,831	4,667
3	スティープ化	7,611	7,480		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,611	7,480	4,831	4,667
		ホ		ヘ	
		令和3年9月期		令和2年9月期	
8	自己資本の額	38,592		37,947	

- (注) 1. 連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模から金利リスクに及ぼす影響は軽微であることから、連結の金利リスクは単体の金利リスクと等しいものとみなしています。
2. 外貨については、重要性の観点より対象外としています。